

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

市内・区内で引越ししたとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
転入・転出届 転居届	引越しした日から 14日以内 本人、世帯主又は 代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・引越しされた方全員分のマイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ）（4ケタの暗証番号を入力していただきます。） ・外国籍の方は、引越しされる方全員分の在留カード、あるいは特別永住者証 ＊新しい住所地の区役所・支所・出張所に届けてください。（旧住所地への届出は不要です。）	<input type="checkbox"/>	3階③ 戸籍住民担当
印鑑登録	—	＊市内他区からの転入及び中京区内での転居の場合は、引き続き同じ印鑑登録証が使用できます。	<input type="checkbox"/>	
小・中学校の 転校手続		<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の場合（住所が変わることによって学校も変わる場合） 区役所で発行する「転入学通知書」を転校前の学校で発行された「在学証明書」と共に指定学校へ提出してください。 ・公立学校の場合（住所が変わっても学校は変わらない場合） 現在通学されている学校へ区役所で発行する「転入学通知書」を提出してください。 ・私立学校の場合（住所が変わっても学校は変わらない場合） 区役所で発行する「転入学通知書」と現在通学している学校で発行された「在学証明書」を指定学校へ提出してください。 	<input type="checkbox"/>	
国民健康保険	転居した日から14 日以内 本人、世帯主又は 代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格確認書等（引越しされる方全員分） ・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ） ・その他受給者証等（お持ちの方のみ） ＊資格確認書等は即日交付できない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<区内> 3階⑥ 保険年金担当
後期高齢者医療保険	転居した日から14 日以内 本人、世帯主又は 代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療資格確認書等（引越しされる方全員分） ・マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ） ＊資格確認書等は即日交付できない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<区外> 新住所地の区の 保険年金担当
重度障害者 健康管理費	後期高齢者医療保 険手続き後、速や かに 本人又は代理人 （注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療資格確認書等 ・身体障害者手帳1、2級の方又は療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級等 	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金担当
重度心身 障害者医療	速やかに 本人又は代理人 （注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費受給者証 ・保険資格情報が確認できる書類等（資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 	<input type="checkbox"/>	
身体障害者手帳	速やかに 本人又は代理人 （注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等 ・自立支援医療受給者証（お持ちの方） 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別児童扶養手当	速やかに 受給者又は代理人 （注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定通知書等受給内容が分かるもの ・マイナンバーカード（個人番号カード）等 	<input type="checkbox"/>	
特別障害者手 当 障害児福祉手 当 経過的福祉手 当	速やかに 本人又は代理人 （注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定通知書 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等 	<input type="checkbox"/>	

裏面に続く

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
療育手帳	速やかに 本人又は代理人 (注1)	・療育手帳 ・マイナンバーカード(個人番号カード)等	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
精神障害者 保健福祉手帳	速やかに 本人又は代理人 (注1)	・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーカード(個人番号カード)等	<input type="checkbox"/>	
自立支援医療 (更生医療・精神通院)	速やかに 本人又は代理人 (注1)	・自立支援医療受給者証 ・保険資格情報が確認できる書類等(資格確認書、資格情報のお知らせ等) ・マイナンバーカード(個人番号カード)等	<input type="checkbox"/>	
特定疾患・特定医療費 (指定難病)	速やかに 本人又は代理人 (注1)	・特定疾患・特定医療費(指定難病)受給者証 ・保険資格情報が確認できる書類等(資格確認書、資格情報のお知らせ等) ・マイナンバーカード(個人番号カード)等	<input type="checkbox"/>	
児童手当	速やかに	・本人確認書類	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
子ども医療	速やかに 保護者	・対象となるお子さんの保険資格情報が確認できる書類等(資格確認書、資格情報のお知らせ等)(国民健康保険加入者のみ) ・医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	
ひとり親家庭等 医療	速やかに 本人又は代理人	・保険資格情報が確認できる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等)*対象となる方全員分 ・医療費受給者証(受給者全員分) *上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
児童扶養手当	速やかに	・手当証書	<input type="checkbox"/>	
小児慢性特定疾病等の 医療費の公費負担	速やかに 本人又は保護者	・医療受給者証 ・マイナンバーカード(個人番号カード)等	<input type="checkbox"/>	
乳幼児健診 (5歳までの子どものある方)	速やかに 保護者	・母子健康手帳	<input type="checkbox"/>	2階③ 子育て相談担当
被爆者健康手帳 をお持ちの方	転入した日から 30日以内 本人又は代理人	・被爆者健康手帳 ・住民票 *手当受給者は、手当証書が必要です。	<input type="checkbox"/>	1階⑥ 健康長寿推進課
飼い犬登録変更	引越し後速やかに 飼い主	・犬の登録事項変更届 (国の指定機関へマイクロチップの登録を済ませた犬を除く)	<input type="checkbox"/>	1階⑨ 医療衛生コーナー
老人医療	速やかに 本人又は家族	・資格確認書又はマイナ保険証 ・医療費受給者証・限度額適用認定証(お持ちの方のみ)	<input type="checkbox"/>	1階⑦又は⑧ 健康長寿推進課
介護保険	速やかに 本人又は代理人 (注1)	・マイナンバーカード(個人番号カード) ・介護保険被保険者証 ・負担割合証・負担限度額証(お持ちの方のみ) ・資格確認書又はマイナ保険証	<input type="checkbox"/>	

本人確認書類とは…マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、資格確認書、パスポートなど

(注1) 代理人の場合は、本人署名又は記名押印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

(注2) 児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先をお願いします。
申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

〈御注意〉

これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
050-1725-4402(代表)